**自主防災組織規約（案）**

○○○○自主防災会規約（案）

（名　称）

1. この会は、○○○○自主防災会（以上「本会」という。）と称する。

（目　的）

1. 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、水害及びその他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事　業）

1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
   1. 防災に関する知識の普及に関すること。
   2. 地震等に対する災害予防に関すること。
   3. 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等対応対策に関すること。
   4. 防災訓練の実施に関すること。
   5. 防災資機材等の備蓄に関すること。
   6. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会　員）

1. 本会は、○○○○（自治会・町内会）内にある世帯をもって構成する。

（役　員）

1. 本会に次の役員を置く。
   1. 会長　　　　　　１人
   2. 副会長　　　　　　人
   3. 監査役　　　　　　人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 監査役は、会の会計を監査する。

（役員の選任）

1. 防災会役員は防災会長の推薦により本（自治・町内）会の役員会の承認を得て会長（又は町内会長）が委嘱する。

（組　織）

1. 防災活動をより効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

防災会長

庶務（会計）

本部役員

副会長

防災

リーダー

情報班（班長他班員若干名）

消火班　　（　　〃　　）

給食給水班（　　〃　　）

救出救護班（　　〃　　）

避難誘導班（　　〃　　）

警備班　　（　　〃　　）

（会　議）

1. 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総　会）

1. 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

* 1. 規約の改正に関すること。
  2. 防災計画の作成及び修正に関すること。
  3. 事業計画に関すること。
  4. 予算及び決算に関すること。
  5. その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

1. 幹事会は、会長、副会長及び各班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

* 1. 総会に提出すべきこと。
  2. 総会により委任されたこと。
  3. その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

1. 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

* 1. 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  2. 防災知識の普及に関すること。
  3. 防災訓練の実施に関すること。
  4. 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
  5. その他必要な事項。

（会　費）

1. 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経　費）

1. 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

1. 会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

（会計監査）

1. 会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。